

令和元年度 部局長マネジメント方針

たかはし かずこ
福祉部長 高橋 和子



仕事に対する基本姿勢

福祉部ではすべての人が地域で個性を尊重し、支えあい、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現に取り組んでいます。

近年は少子高齢化や世帯構造の変化など地域を取り巻く環境の変化により、住民相互の連帯感は希薄化し、人々の暮らしの中において地域とのつながりのない「社会的孤立」などが問題となっています。また、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられるなど、従来の福祉サービスだけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」の問題も顕在化しています。

そのような状況に対応するため、福祉部では、真に支援が必要な人に、必要なサービスが行き届くよう、引き続き地域課題の把握を行い、福祉施策の総合的な推進に取り組んでまいります。

また、職員一人ひとりが、その専門として支援する能力の研鑽に努めるとともに、地域の関係者と日頃から連携を図り、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

平成30年度の振り返り

- ・平成28年3月までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、引き続き重点的に取り組むべき項目として『生活保護行政適正化方針 平成30年度重点項目』を策定し、生活保護行政の適正な執行に取り組みました。
- ・生活困窮者自立支援事業として、就労支援、弁護士による債権整理相談、家計相談、学習支援等、各種メニューに取り組みました。
- ・手話言語条例の制定に向け、当事者や障害者団体等を交えた意見交換会の開催やパブリックコメントを実施し、多くの意見や助言をいただきながら、東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定しました。
- ・地域課題の把握に努め、要支援者等への多様な担い手による多様な介護予防や生活支援サービスの充実に取り組みました。

- ・在宅医療と介護の連携として、医師会などの関係団体と連携し、市民や専門職への啓発・研修や課題の抽出、在宅医療マップ&ハンドブックの更新を行いました。また、医師会への委託で、在宅医療・介護連携相談窓口を設置し高齢者を支える関係者のための相談体制を整備しました。
- ・認知症高齢者への施策として、医師会への委託により平成29年度設置した、認知症初期集中支援チームの活動の活性化を図り、認知症の早期発見・早期診断・早期支援を進めました。また、認知症サポーター養成講座やフォローアップを行い、地域で活動する人材の養成を図っています。
- ・地域福祉をさらに推進するための方向性を示す「東大阪市第5期地域福祉計画」を地域福祉の関係者などからなる地域福祉専門分科会や地域福祉計画策定懇話会、市民・事業所アンケート、地域懇談会などのご意見を踏まえて策定しました。

令和元年度に取り組む重点課題

1 生活保護の適正な執行について

令和元年度当初予算における生活保護費支給経費は330億円で、前年比で約12億8千万円下回りました。また、平成31年4月現在の生活保護受給率は3.75%で、前年同月比で0.14%下回りました。生活保護費支給経費や受給者の減少は、有効求人倍率の上昇等の社会的要因もあるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づき、今日的な課題である不正受給や医療・介護扶助の適正化を図るべく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」とともに、受給者個人に寄り添うオーダーメイドの就労支援など多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

令和元年度は、平成28年度に東大阪市生活保護行政適正化推進本部にて定められた「東大阪市生活保護行政適正化方針」に基づき、生活保護を本当に必要とされる方に必要とされる範囲で扶助を行うという、制度本来の趣旨を実現し、本市および制度に対する信頼確保と財政負担の軽減に努めるため、就労支援、健康管理支援といった自立支援に向けた取り組み、医療・介護扶助の適正化、不正受給への適切な対応、生活保護返納金・徴収金の適切な対応に努めてまいります。

2 生活困窮者に対する自立支援の充実

平成27年4月1日生活困窮者自立支援法が施行され、法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次スタートし、平成28年度には全ての事業を行い支援の充実を図ってまいりました。

平成29年度は住居確保給付金の窓口を従来の荒川庁舎から布施のヴェル・ノール布施4階に場所を移し、ハローワークと同フロアで連携を図っております。また、学習支援事業に

においては毎年、実施回数と受け入れ人数の増加を行い、より一層支援の充実を図りました。

平成30年10月1日に法改正が行われ、新たな支援制度の拡充が求められています。令和元年度は、自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施等、対象者が抱える諸課題に対して包括的な支援ができるよう、法改正に適した形で事業に取り組んでまいります。

3 手話言語条例制定に伴う手話普及の推進について

東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例が平成31年4月1日に施行され、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及のための施策を実施してまいります。

具体的な施策については、手話施策推進方針協議会での聴覚障害当事者や関係団体のご意見を反映し、手話を学べる講座の開催や既存の施設を活用した手話で交流できる場の提供などの事業の実施に努め、手話の普及や啓発を進めてまいります。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えつつ、引き続き、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く必要なサービスを提供していくと同時に、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することにより、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このようなことから、平成30年度から3ヵ年を計画期間とする第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、本市の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、令和元年度においては特に次のことに取り組んでまいります。

（重点施策）

- 要介護状態等となることを予防し健康寿命の延伸を図るため、要支援者等への介護予防・日常生活支援総合事業や全ての高齢者を対象とする介護予防事業を充実させるとともに、より一層身近に事業を受けられるよう啓発に取り組みます。
- 地域の高齢者が医療や介護などの資源を効果的に活用できるよう、日常生活圏域ごとの地域資源マップの作成と普及を推進します。
- 認知症高齢者が適切な医療・介護に繋がる相談体制や、その家族が安心して本人を支えられる地域づくりを強化します。

5 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

複合化した課題を抱える方への支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決

が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年4月に改正社会福祉法が施行されました。

本市においては、こうした法改正の内容を踏まえた、地域福祉をさらに推進するための方向性を示す「東大阪市第5期地域福祉計画」を平成30年度に策定したところです。令和元年度は、本計画に基づき、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進してまいります。